



議案第八十四号

三朝町国民健康保険財政調整基金条例の設定について

次のとおり三朝町国民健康保険財政調整基金条例を設定することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和五十九年九月十九日

三朝町長 松村喬成

昭和五十九年九月廿九日 原案可決

三朝町議会議長名越典由

三朝町条例第 号

三朝町国民健康保険財政調整基金条例

(設置の目的)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条の規定に基づき、三朝町国民健康保険事業の財源の不足を生じたときの財源を積みたため、国民健康保険財政調整基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 毎年度基金として積み立てる額は、百万円以上とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、国民健康保険特別会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第五条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第六条 国民健康保険事業運営上必要があると認めるときは、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。